

建設現場における「快適トイレ」設置試行要領

1 目的

国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、ワーク・ライフ・バランスを推進できる環境整備を進めており、その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置を促進し、職場環境を改善している。

北九州市としても、ワーク・ライフ・バランスの推進により職場環境の改善が図られ、女性のさらなる活躍や新たな入職者の増加につながるなど、担い手の確保に寄与するものと考えられることから、本要領により建設現場における快適トイレの設置を促進する。

2 促進対象工事

原則として、北九州市が発注する工事（軽微な工事を除く）。

なお、土木工事においては、工場製作などの屋内作業が主となる工事や、現場環境改善費対象外の工事を除く。

3 快適トイレの仕様

本要領でいう「快適トイレ」は、以下の仕様のうち「(1) 快適トイレに求める機能」「(2) 付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。なお、「(3) 推奨する仕様、付属品」については、より快適に利用できる仕様であり、実施は任意とする。（別紙参照）

なお、男性と女性が同一の現場で従事する場合は、男女別で各1基ずつ設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める機能【必ず実施】

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水栓機能（し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5kg 以上）

(2) 付属品として備えるもの【必ず実施】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入り口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【より快適となるもので実施は任意】

- ⑫ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4 「快適トイレ」設置の流れ

【発注時】

(1) 発注者は、工事発注の際に、本要領における「快適トイレ」に関する取扱いについて、現場説明書又は特記仕様書に記載する。

【工事の契約後から竣工まで】

- (2) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置の有無について、監督員と協議を行うものとする。設置する場合は、以下の項目に準じて施工するものとする。
- (3) 受注者は、快適トイレの設置について施工計画書に記載し、様式1「快適トイレ仕様チェックシート」に必要事項を記入の上、パンフレット等の資料と共に監督員へ提出するものとする。
- (4) 受注者は、快適トイレを現場に設置した後、様式2「快適トイレ設置報告書」に必要事項を記入した電子データと、見積書（写し）及び設置写真を監督員へ提出するものとする。
- (5) 監督員は、設置された快適トイレを現場（やむを得ない場合は机上）にて「快適トイレ仕様チェックシート」によりチェックを行う。
- (6) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したら、速やかに監督員へ報告するものとする。
- (7) 監督員は、報告をもとに、快適トイレ設置に要した費用を、変更設計書に計上する。（計上する費用は、「5 費用の積算計上」による。）
- (8) 監督員は、「仕様チェックシート」と「設置報告書」を工事事蹟につづり保管する。

5 費用の積算計上

- (1) 快適トイレの費用は、共通仮設費（土木・プラント工事は営繕費）に積上げ計上する。
- (2) 快適トイレの積算上の費用は以下のとおりとする。
 - ① 快適トイレの費用は、1 基当たり〔51,000 円／月〕を上限額とし、女性が現場で働く場合は、男女別で1 基ずつ計2 基まで計上〔102,000 円／2 基・月が上限〕できるものとする。
 - ② 計上費用は、「上限額〔51,000 円／基・月〕」と「積算上の差額」とを比較し、いずれか安い方とする。

※「積算上の差額」：快適トイレ設置に要する費用から10,000 円／月（従来品仮設トイレ）を除いた額。なお、快適トイレの費用は、実勢価格で算出。
 - ③ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1 ハウスで〔102,000 円／基・月〕を上限額として計上可能とする。
 - ④ 土木工事の受注者は、積算上限額を超える費用について、現場環境改善費（率分）対象としてよい。
 - ⑤ 積算上の差額の計算の考え方は、次式のとおりとする
$$\text{積算上の差額（円／月）} = (\text{基本料} + \text{月額} \times \text{月数} \times \text{基数}) \div \text{月数} - 10,000 \text{ 円}$$
 - ⑥ 費用を計上できる設置期間は、現場に設置した日から撤去の日までとする。
 - ⑦ 設置期間が1か月に満たない月は、設置日数に応じて日単位で費用を計上する。
 - ⑧ 1 日当りの上限額や差額を算出する場合は、1 か月を30日として日割り計算した額（少数点以下を切り捨てし整数止め）とする。
- (3) 積算の具体的な計上方法については、以下の例のとおりとする。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用70,000 円／基・月の場合（積算上の差額60,000 円）
→ 積算で計上する費用：51,000 円／基・月

- ② 実際に導入した快適トイレ費用40,000 円／基・月の場合（積算上の差額30,000 円）
→ 積算で計上する費用：30,000 円／基・月
- ③ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス100,000 円／基・月の場合（積算上の差額90,000 円）
→ 積算で計上する費用：90,000 円／基・月
- ④ 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体型ハウス200,000 円／基・月の場合（積算上の差額190,000 円）
→ 積算で計上する費用：102,000 円／基・月

6 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、可能な限り、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の同線の配慮をする。

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風器等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

7 適用

本要領は、令和4年4月1日以降に起工する工事から適用する。ただし、既に起工又は契約されている工事であっても受注者から申出があったものについては、本要領に基づき変更で対応することができるものとする。

8 現場説明書・特記仕様書の記載例

【現場説明書】営繕工事の場合

『現場説明書』に以上の内容を追記する。

快適トイレの設置

本工事は、快適トイレ設置促進工事であるため、受注者が施工現場に快適トイレの仕様基準を満たす仮設トイレを設置する場合は、増額変更の対象となる。

なお、快適トイレの仕様及び変更額については、事前に監督員と十分に協議を行うこと。

【特記仕様書】土木・プラント工事の場合

第〇〇条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1 内容

受注者は、快適トイレの設置を協議により行う場合は、施工現場付近に以上の①～⑪の仕様を全て満たすトイレを設置することとする。⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、実施は任意とする。

また、女性が現場で働く場合は、男女別で各1基ずつ設置するものとする。

【快適トイレに求める機能】（必ず実施）

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水栓機能（し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5kg 以上）

【付属品として備えるもの】（必ず実施）

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入り口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】（より快適となるもので実施は任意）

- ⑫ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置の協議が整った場合は、上記「1 内容」を満たすことを示す書類を添付し、監督員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、上限51,000 円／基・月（男女別で設置する場合、上限102,000 円／2 基・月（1 基ずつ計2 基まで））を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1 基ずつ計2 基／工事までとする。また、運搬・設置・撤去等は共通仮設費（率分）に含むものとし、2 基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率分）対象を想定しており、別途計上は行わない。

快適トイレの標準仕様イメージ

1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式(洋風)便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

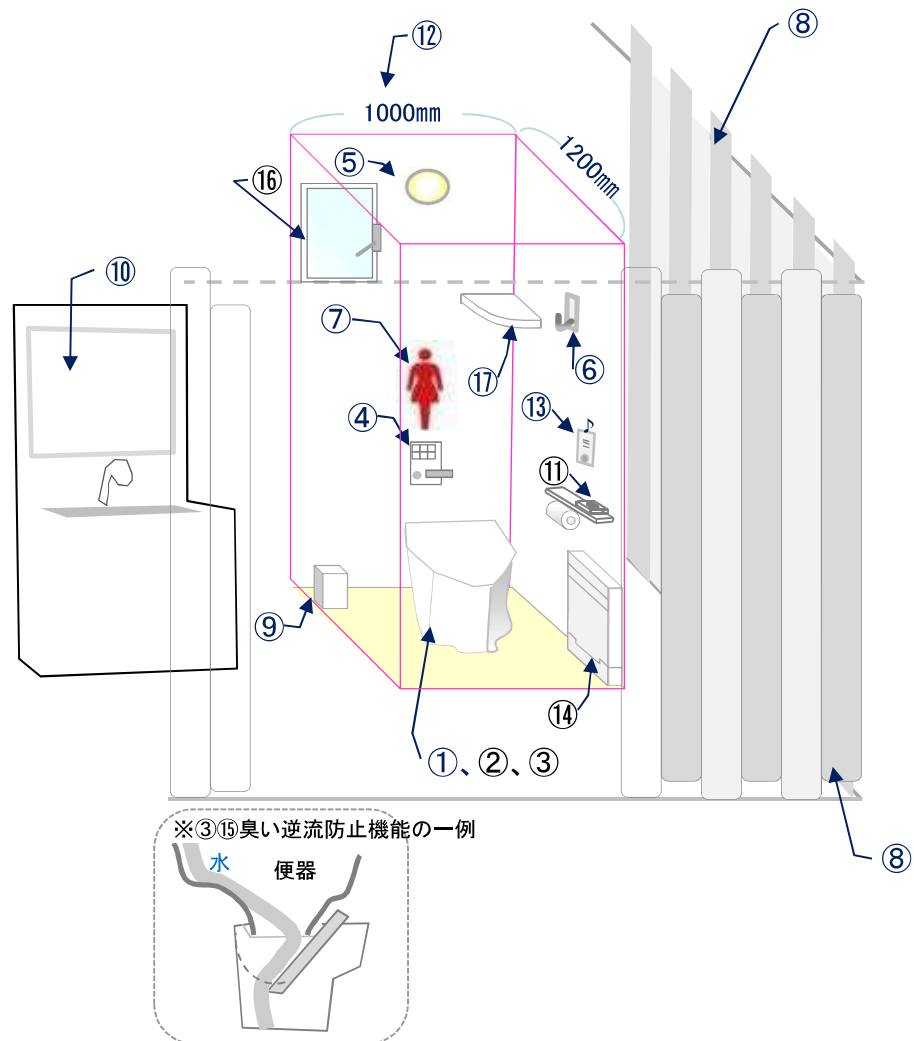
2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm 以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

<イメージ図>



快適トイレに求める機能の考え方

（１）快適トイレに求める機能

① 洋式（洋風）便器

快適トイレは洋式（洋風）とする。洋式便器のほか、例えば、予め製品として和式便器から洋式に変更するユニットが用意されており、ユニットを活用することで洋式便器として使用することが可能となるものなども対象とする。なお、既存の和式便器の上に簡易な洋式便座を被せて洋式とする方法は原則認めない。

② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

汚物を水で流す、もしくはし尿処理機能がついているなど衛生的にトイレを利用することができる機能を有することとする。

③ 臭い逆流防止機能

トイレの臭気を気にせずにご利用できるよう、臭い逆流防止機能を有していることとする。例えば、簡易水洗の場合はし尿タンクから臭気が逆流しないよう、フラッパー機能等を有していること。ただし、便器内に水（封水）が溜まっているなど臭気の逆流の懸念がない場合はフラッパー機能等を有しなくてもよい。し尿処理機能を有するトイレは臭い逆流防止機能に該当する。必要に応じて、し尿タンク用防臭剤を活用して臭気対策を行う。

④ 容易に開かない施錠機能

施錠していても容易に開いてしまうという不安感を持たれないよう、外側から容易に開かない施錠機能を有することとする。なお、緊急時には外から解錠出来る機能を有することとする。

⑤ 照明設備

トイレを使用する際に照明を利用できる機能を有していることとする。建設現場は電源が確保できない場所が多いため、電源が確保できなくても照明を利用できるようにしておくことが望ましい。ただし、電源が確保できる場合は電源を用いて照明を利用しても良い。

⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

安全帯などを掛けることができるフックまたは荷物の置ける棚を設置しておくこととする。安全帯などの重さも考慮し、5kg以上のものを掛けることができることとする。

快適トイレに求める機能の考え方

(2) 付属品として備えるもの

以下の項目については、必ずしもトイレメーカー等に求める機能ではなく、施工業者が自ら購入し設置することで差支えない。

⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

女性用のトイレを設置している場合は、その旨を周知するため、男女別の明確な表示をドア等に表示することとする。

⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

トイレに入るのを見られることを好ましく思わない者も多いため、入口に目隠しを設置したり、入口が目立たないようにトイレを配置したりするなど工夫すること。その際、男女別にトイレを設置する場合は各々のトイレからお互いのトイレの入り口が見えないように工夫すること。また、ハウス型トイレなどトイレの個室の扉の外側に別途扉があり、トイレの個室の入口が周囲から見えない場合は、改めて目隠しを設置する等の工夫をしなくても良い。

⑨ サニタリーボックス

女性用トイレには必ずサニタリーボックスを設置することとする。

⑩ 鏡と手洗器

手の衛生を保つことや身だしなみを整えることも、快適な作業環境には必要であることから、鏡と手洗器を設置することとする。なお、必ずしもトイレと一体となっている必要はない。

⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

備え付け以外の別途用意したもので差支えない。ただし、衛生的に使用できるよう、便座除菌クリーナー等は衛生的な場所に設置することとする。

快適トイレに求める機能の考え方

（３）推奨する仕様、付属品

トイレ環境がより快適になるため、将来的には以下の項目も満足してほしいと考えている項目である。

⑫ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）

現在普及している寸法では大柄な方は利用しづらいため、快適に利用できる広さのトイレが望まれる。

⑬ 擬音装置（機能を含む）

店舗等のトイレでは普及してきており、また仮設トイレの構造上音漏れがしやすいため、備えていると好ましい。

⑭ 着替え台

トイレ内で着替えをする必要性に迫られることもあり、また装備品を置く台としても活用できるため、着替え台があると便利である。ただし、そのためには着替えをできるだけの広さを有することも必要である。

⑮ 臭気対策機能の多重化

臭気を気にせずにトイレを利用できるようにするため、臭気対策機能（フラPPER機能やし尿タンク用防臭剤等）を複数有しているほうが望ましい。

⑯ 室内温度の調整が可能な設備

特に夏は室温が高くなりやすいため、温度調整が可能な設備（窓、空調設備等）を有していることが望ましい。

⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

トイレットペーパーや掃除用具などを保管できるものを⑥とは別に設けることが望ましい。必ずしもトイレに求める機能ではなく、現場の工夫で保管場所を設置することで対応することもできる。